

問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課 新田（1 関係）

Tel : 03-5253-8111 (43-567) 03-5253-8631 (直通)

検査測度課 深澤（2 関係）

Tel : 03-5253-8111 (44-175) 03-5253-8639 (直通)

平成 26 年 9 月 19 日

国土交通省海事局安全政策課

検査測度課

IMO 第 1 回貨物運送小委員会（CCC1）の開催結果

概要

- ・ ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際コード（IGF コード）が概ね合意。IGF コードの義務化に関する SOLAS 条約改正案が本年 11 月の第 94 回海上安全委員会（MSC94）で承認される予定。
- ・ 国際海上固体ばら積み貨物規則（IMSBC コード）に係る我が国提案の個別貨物の運送要件等について基本的合意。

9 月 8 日より 12 日までの間、英国ロンドンの国際海事機関（IMO）本部において、第 1 回貨物運送小委員会（CCC1）が開催されました。

我が国からは、国土交通省、在英国日本国大使館、（独）海上技術安全研究所、その他関係海事機関・団体から成る代表団が出席し、我が国意見の反映などに努めました。今次会合における主な審議結果は以下のとおりです。

1. ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際コード（IGF コード）の策定

（1）経緯

近年、地球温暖化対策、大気汚染防止等の環境上の理由及び経済上の理由により、天然ガスを燃料とする船舶が建造され、運航されています。しかし、このガス燃料船の安全基準は、現在義務化されたものが存在しないことから、2010 年からはばら積み液体・気体小委員会（BLG）で義務的安全基準を定める IGF コードの策定作業を行ってきました。

（2）審議結果

今次会合では、2013 年開催の BLG17 で設置されたコレスポンデンス・グループ（CG）等これまでの検討結果をベースとして IGF コード案の最終化に向けた審議を行いました。

審議の結果、IGF コード案（別紙参照）を概ね合意するとともに、それを義務化するための SOLAS 条約の改正案を作成しました。今後は、本年 11 月の MSC94 で承認し、来年 6 月の MSC95 において採択する予定です（2017 年 1 月に発効する見込み）。

2. 国際海上固体ばら積み貨物規則（IMSBC コード）改正の検討

（1）経緯

IMSBC コードは、SOLAS 条約に基づいた船舶による固体ばら積み貨物の輸送に関する規則です。同コードは、固体ばら積み貨物について、液状化の恐れや化学的危険性等を勘案し、種別 A（液状化物質）、B（固体化学物質等）又は C（その他の物質）に分類し、同コード附録に当該貨物ごとに種別等の特性、運送要件を記載しています。また、同コードは、附録に記載されていない固体ばら積み貨物を運送する場合、荷積国の主管庁は、貨物の荷送人から提供される性状及び特性に関する情報に基づき安全性評価を行い、承認することとしています。

（2）審議結果

我が国は、液状化物質に対する規定が免除される専用船の定義に、空気圧送で積み込む粉体専用船の定義を追加し、こうした専用船でクリンカアッシュ等を運送する際は液状化物質に対する水分値管理等の要件を適用除外とする同コードの改正案及び「鉄鋼スラグ及びその混合物」等の 5 物質の個別の運送要件（個別スケジュール）を提案していました。この提案は本年 4 月から 5 月にかけて開催された第 21 回編集技術グループ（E&T21）での議論を経て、今次会合において基本的合意に達しました。

これら貨物の個別スケジュールの附録への追加を含む同コードの改正案は、今次会合の翌週に開催される E&T22 で最終化された上で、来年 6 月開催予定の MSC95 で採択される予定です。（2017 年 1 月に発効する見込み）。

以 上

現在検討されているIGFコード案の概要について

1. コード案の概要

目的：低引火点燃料（LNG燃料）を使用する船舶の安全な航行。

内容：低引火点燃料（LNG燃料）を使用するにあたっての設計・設備要件を規定。

対象船舶：SOLAS条約対象船舶（国際航海に従事する全ての旅客船及び、総トン数500トン以上の貨物船）の新船に適用（ただし、現存船には低引火点燃料を使用するため主機を換装した場合にも適用）。なお、LNGを燃料に使用するLNG運搬船は適用対象外。（IGCコードを適用）

対象燃料：引火点摂氏60度未満の低引火点燃料（LNG燃料）を使用する船舶に適用。

LNG以外の低引火点燃料（エタノール、メタノール等）は、IGFコードと同等の安全性を担保することを主管庁が認める場合に使用可能。

2. コード案の構成概要

概要は以下のとおり。

章	項目	主な内容
1	序文	コード制定の背景
A部 一般		
2	総則	適用、定義、代替設計に関する規定
3	目標と機能要件	油燃料船と同等の安全性及び信頼性を保つこと
4	一般要件	爆発影響の最小化に関するリスク評価を求める
A-1部 LNG燃料船に特化した要件		
5	船舶設計及び配置	燃料タンクの配置、機関室の配置
6	燃料格納システム	燃料タンクの詳細な設計要件
7	材料及び配管設計	燃料タンク、燃料配管に使用する材料や厚さ
8	燃料の補給	ガス燃料補給時の方法
9	消費機器への燃料供給	燃料配管の二重化
10	推進及びその他の発電機	天然ガスを使用する機関、ボイラ及びタービンの設計要件
11	防火	燃料タンク等から他の区画への隔離距離を規定
12	防爆	燃料漏れの検知と燃料供給の遮断
13	通風	通風装置の回転数
14	電気設備	防爆型の電気設備を要求
15	制御、監視、安全装置	燃料タンクの液位監視、ガス検知器の設置要件
B部		
16	製造、試験	燃料タンクに用いる材料の試験方法
C部		
17	訓練	船員の資格、配乗、訓練の要件
18	運用要件	保守要件